

# 1. 計画の基本的な考え方

## (1) 計画策定の趣旨

配偶者や恋人など親密な関係にある又はあった者から振るわれる暴力（Domestic Violence（ドメスティック・バイオレンス）、以下「DV」という。）は、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害です。その深刻な事態や被害者が持つ恐怖、不安を被害者の立場に立って理解するとともに、暴力は決して許されるものではないという認識に基づいて、その防止から、通報や相談への対応、保護、自立支援等多くの段階にわたって、多様な関係機関等による切れ目のない支援が必要です。

県では、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（平成13年法律第31号。以下「DV防止法」という。）に基づき、平成14年4月に「配偶者暴力相談支援センター」を設置し、また、平成18年3月に「山形県DV被害者支援基本計画」（以下「県基本計画」という。）を策定、平成22年度及び平成27年度に県基本計画の改定を行い、DVの予防啓発やDV被害者の相談、保護、自立の支援などに取り組んできました。

今回、県基本計画が令和2年度をもって計画期間を終えることから、政府が策定した「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針」（令和2年3月改正。以下「基本的な方針」という。）に即して新たな計画を策定するものです。

新たな県基本計画では、これまでの取り組みの成果・課題を検証するとともに、昨今の社会情勢の変化や本県の特徴、令和元年度に実施した「令和元年度ワーク・ライフ・バランス、男女共同参画及び女性活躍に関する県民意識・企業実態調査」（以下、「県民意識調査」という。）を踏まえ、県と市町村、関係機関、ボランティア・NPO等が連携して推進する今後の施策の展開方向を示し、男女が互いの人権を尊重する、暴力のない社会の実現を目指します。

## (2) 計画期間及び計画の見直し

この計画の期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

なお、政府の「基本的な方針」が見直された場合及び新たに盛り込むべき事項等が生じた場合には、必要に応じ、見直すこととします。

### (3) 計画の位置づけ

- DV防止法第2条の3第1項の規定による基本計画として策定するものです。
- 男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）、山形県男女共同参画推進条例（平成14年7月県条例第45号）及び第4次山形県総合発展計画に基づき、男女共同参画を推進するために策定した「山形県男女共同参画計画」に掲げる施策の方向「重大な人権侵害であるあらゆる暴力の根絶」の達成を目指すための計画です。
- この計画は、人権が尊重される社会の実現や暴力の根絶を目指しており、2015年に国連で採択された「SDGs」（※）における「ジェンダー平等」と理念を共有するものです。

※SDGs：2015年9月の国連サミットで、全会一致で採択された「持続可能な開発目標」

（Sustainable Development Goals = SDGs）をいう。“誰一人取り残さない”を理念とし、先進国を含む国際社会全体の開発目標として、2030年を期限とする包括的な17の目標を設定している。17ある目標のうち5番目が「ジェンダー平等の実現」で、「ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う」ことを目標に掲げている。

### (4) 計画において重視する視点

- 被害者の立場に立った切れ目のない支援  
被害者一人ひとりの置かれた状況を考え、被害者が安心して助けを求めることができる社会の実現を目指し、発見・相談・保護から生活再建、自立に向けた実効性のある被害者支援について、より一層の充実を図ります。
- 関係機関等の連携  
被害者支援に向けて、より一層充実した施策を推進していくため、県、市町村及び関係機関において緊密な協力・連携体制の構築を図り、地域の実情に合わせた支援活動を推進します。
- 安全の確保への配慮  
被害者及びその家族が、加害者の元から避難した後も、生命身体の安全が確保されるよう、情報管理を徹底するとともに、関係機関と連携しながら対応します。
- ウィズコロナ・アフターコロナを見据えた対策  
新型コロナウイルス感染症に起因する生活不安やストレスにより、DVの深刻化が懸念される中、こうした非常時にこそ周囲が気づくことができ、被害者が相談しやすく、迅速に対応できるよう、保護施設等における感染症防止対策を徹底しながら相談支援体制の充実を図ります。

## (5) 基本目標

男女が互いの人権を尊重する、暴力のない社会の実現

女性も男性も共に自己の尊厳を大切にしながら、お互いを一人の人間として尊重し、他人を思いやることのできる社会の形成に向け取組みを進めます。

## (6) 主要な課題と基本の柱

この計画では、本県の現状を踏まえ、次の5つを主要な課題として、6つの基本の柱ごとに、施策を推進します。

また、基本の柱には、それぞれ重点項目及び重点取組事項を設け、具体的な数値目標等の設定により積極的に取組みを進めます。

### 【主要な課題】

#### 1. DV被害を予防する

DVを許さない社会づくりを促進するため、若年層に重点化したDV予防の啓発や人権尊重の意識を高める教育を行う必要があります。

基本の柱Ⅰ

#### 2. 相談につなげる

被害者が安心して、早期に相談できるよう、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス（※））等相談しやすい相談窓口を整備するとともに相談窓口の周知を強化する必要があります。

基本の柱Ⅱ

#### 3. 当事者に寄り添う

相談から自立支援に至るまで、当事者本位の寄り添ったきめ細かな支援を実施するため、女性の保護事業の積極的な活用を図るとともに、市町村における計画的なDV支援体制の整備を支援する必要があります。

基本の柱Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ、Ⅵ

#### 4. 子どもを守る

DV被害者と子どもを適切に保護するため、DV対策と児童虐待防止対策との連携を強化する必要があります。

基本の柱Ⅴ

#### 5. 連携により支援する

DV被害者の多岐にわたる複雑な問題に対応するため、国、市町村、関係機関・団体、NPO等との連携を強化する必要があります。

基本の柱Ⅵ

※ソーシャルネットワーキングサービス：登録された利用者同士が交流できるウェブサイトの会員制サービス。

## 【基本の柱】

- 「Ⅰ DVを許さない社会づくり」
- 「Ⅱ 安心して相談できる環境の充実」
- 「Ⅲ 迅速かつ安全に被害者を保護する体制の充実」
- 「Ⅳ 被害者の自立を促進する支援の充実」
- 「Ⅴ DV被害者の子どもを守る体制の強化」
- 「Ⅵ 市町村・関係機関との連携の強化」

## (7) 進行管理

DV被害者支援に係る庁内連絡会議において、毎年度、施策の実施状況や被害者の状況等を把握するとともに、山形県男女共同参画審議会をはじめとする関係者や県民の意見を踏まえながら、その評価・検証を行います。

## (8) 推進体制

計画の推進に当たっては、以下のとおり関係機関、民間支援団体、市町村、県がそれぞれ連携・協働のもと、総合的・横断的に取り組んでいきます。

### ① DV被害者支援機関連絡会議

民間支援団体、医師会、弁護士会、県関係部局等で構成するDV被害者支援機関連絡会議において意見交換を行いながら、施策を推進します。

### ② 地域DV被害者支援連絡協議会（県内4地域）

県、市町村、民生委員・児童委員、人権擁護委員、教育関係者等が情報交換し、情報の共有化を図り、地域における被害者の適切な保護、自立支援等のため、各種の施策を推進します。

### ③ DV対策庁内連絡会議

庁内各課等からなるDV対策庁内連絡会議において、施策の実施状況を把握するとともに、その状況を検証しながら、各種の施策を推進します。

### ④ 中央配偶者暴力相談支援センター（女性相談センターに設置）

県の中核的相談機関としての対応、被害者の心理的ケア、処遇の難しい事案への対応、広域連携を含めた総合調整等、各種の施策を推進します。

### ⑤ 地域配偶者暴力相談支援センター（県内4地域 各総合支庁担当課に設置）

地域における身近な相談機関としての対応、市町村等の地域の相談窓口や民間支援団体等に対する適切な支援等、各種の施策を推進します。

## (9) 計画の体系



